

5月 新宿で  
サービス開始

発達障害者応援企業のKaizenが行う

## 相談支援事業



発達障害児・者の計画作成は当社にお任せください

『障害福祉サービス利用計画』・『障害児利用支援計画』を作成します。

成人でも児童でも、当社の専門家・経験者が対応します。

### 相談支援事業とは？

福祉サービス（就労移行支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に「サービス等利用計画」の作成が平成27年度から必須となります。すでに先行で実施している自治体も多数あります。計画相談支援事業は、適切なサービス利用に向けて利用計画を立案したり、定期的に計画の修正・確認を行うサービスです。



### Kaizenに頼むと何が違うの？

当社は大人から子どもまで、発達障害に特化した事業を行っています。このため、発達障害の特性を理解した計画を作成でき、効果的な福祉サービス活用につながります。



### 利用料はかかるの？

計画作成などの相談支援事業のサービスはすべて公費で賄われます。個人の自己負担は一切ございません。

### サービスの流れは？

就労移行支援や放課後等デイサービスなど福祉サービスのご利用が見込まれるときにご利用いただけます。まずは当社にメールか電話でご連絡ください。その後、当社にご来訪いただき、計画策定を行います。（⇒ ご利用の流れ 裏面を参照）

相談支援事業所 Kaizen新宿 （特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所）

住所 新宿区西新宿6-2-3 新宿アイランドアネックス207

アクセス 新宿警察署隣り（JR新宿駅 徒歩10分・東京メトロ西新宿駅 徒歩2分）

メール [soudan@kaizen-lab.com](mailto:soudan@kaizen-lab.com) 電話 050-2018-2040

ウェブサイト [www.kaizen-lab.com/soudan/soudan/](http://www.kaizen-lab.com/soudan/soudan/)

Kaizenでは相談支援事業のほかに、発達障害に特化した3つの事業を行っています。



発達障害者のための  
就労移行支援事業



発達障害の小中高生向け  
放課後等デイサービス



発達障害（含む疑い）の学生向け  
就活サークル（民間事業）

# ご利用の流れ

## 役所・役場へ 利用申請

- ご本人（または保護者）が自治体の窓口へ。
- 希望する福祉サービス（例：就労移行支援、放課後等デイサービス）の利用申請をします。



## 当社で 利用計画を作成

- ご本人（または保護者）とのヒアリングを踏まえ、Kaizenで「サービス等利用計画書」を作成します。
- Kaizenが「サービス等利用計画書」を役所・役場に提出します。



## 関係者が 利用計画の確認

- 自治体による受理後に関係者会議を開催。ご本人（または保護者）、Kaizen、自治体のスタッフなどで「サービス等利用計画」について確認をします。



## 計画が認定 受給者証を取得

- 役所・役場から福祉サービス（例：就労移行支援、放課後等デイサービス）の利用を認める「障害福祉サービス受給者証」が届きます。



## サービス利用が スタート

- 希望していた福祉サービスの利用を開始します。
- サービス利用開始後も、一定期間ごとに計画の見直しをします

## 相談支援事業所 Kaizen新宿（特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所）

住所 新宿区西新宿6-2-3 新宿アイランドアネックス207  
アクセス 新宿警察署隣り（JR新宿駅 徒歩10分・東京メトロ西新宿駅 徒歩2分）  
メール [soudan@kaizen-lab.com](mailto:soudan@kaizen-lab.com) 電話 050-2018-2040  
ウェブサイト [www.kaizen-lab.com/soudan/soudan/](http://www.kaizen-lab.com/soudan/soudan/)

Kaizenでは相談支援事業のほかに、発達障害に特化した3つの事業を行っています。



発達障害者のための  
就労移行支援事業



発達障害の小中高生向け  
放課後等デイサービス



発達障害（含む疑い）の学生向け  
就活サークル（民間事業）